

奈良県いじめ対策委員会委員

分野	氏 名	所属・役職等	委嘱期間
推薦団体			
教育	おおはし 大橋 ただし 忠司 68歳 男	同志社大学免許資格課程センター 嘱託講師	令和5年1月9日～ 令和7年1月8日 (再任)
日本生徒指導学会			
医療	おおた 太田 豊作 45歳 男	奈良県立医科大学医学部看護学科 人間発達学 教授	令和5年1月9日～ 令和7年1月8日 (再任)
一般社団法人奈良県医師会			
心理	かわかみ 川上 のりお 範夫 77歳 男	奈良県臨床心理士会 副会長	令和5年1月9日～ 令和7年1月8日 (再任)
一般社団法人奈良県臨床心理士会			
福祉	はやし 林 せいこ 聖子 52歳 女	権利擁護センターぱあとなあ奈良会員 京都市教育委員会事務局スクールソー シャルワーカー・スーパーバイザー	令和5年1月9日～ 令和7年1月8日 (再任)
一般社団法人奈良県社会福祉士会			

○奈良県いじめ対策委員会条例

平成二十六年十月十日
奈良県条例第二十七号

[奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例] をここに公布する。

奈良県いじめ対策委員会条例

(平二八条例八・改称)

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)第十四条第三項及び第二十八条第一項の規定に基づく組織として、奈良県いじめ対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平二八条例八・一部改正)

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奈良県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策に関すること。
- 二 法第二十四条に規定する調査に関すること。
- 三 県立学校における法第二十八条第一項に規定する重大事態についての調査に関すること。

(平二八条例八・全改)

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者
- 二 その他教育長が適当と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(専門委員)

第七条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第八条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

5 第六条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第九条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第十条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第十二条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年条例第八号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例(以下「旧条例」という。)第三条第二項又は第七条第二項の規定により委嘱された奈良県立学校いじめ問題調査委員会の委員又は専門委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の奈良県いじめ対策委員会条例(以下「新条例」という。)第三条第二項又は第七条第二項の規定により奈良県いじめ対策委員会の委員又は専門委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第四条の規定にかかわらず、同日における旧条例第四条の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。